

特集

被用者年金制度の一元化

前編

共済年金はどう変わるの？

平成24年8月に被用者年金一元化法が公布されました。
この法律によって何が変わるのか、主な改正点を今号および次号の二回にわたって特集します。

平成27年10月から
被用者年金制度が
一元化されます

組合員の皆さまが加入している共済年金制度は、平成27年10月から厚生年金へ統合され、被用者年金制度が一元化されます。

これは、今後の少子・高齢化の進展に備えるため、年金制度の規模を拡大して財政の安定を図るとともに、公務員と民間企業の会社員が同一の年金制度に加入することで、公的年金制度全体での公平性を保つためです。

なお、一元化後も効率的な事務処理を行う観点から、引き続き共済組合が組合員の皆さまの年金記録の管理や年金の支給を行います。

組合員の皆さまに関する主な改正項目

被用者年金制度の一元化

- ① 共済年金の2階部分は厚生年金へ統合されます
- ② 年金の保険料率が統一されます
- ③ 共済年金と厚生年金の制度的な差異が解消されます
- ④ 掛金（保険料）の計算方法が変更されます
（標準報酬制への移行）

15
ページ

16
ページ

「年金払い退職給付」制度の創設

共済年金の職域年金相当部分（3階部分）に代わる新たな年金制度が設けられます

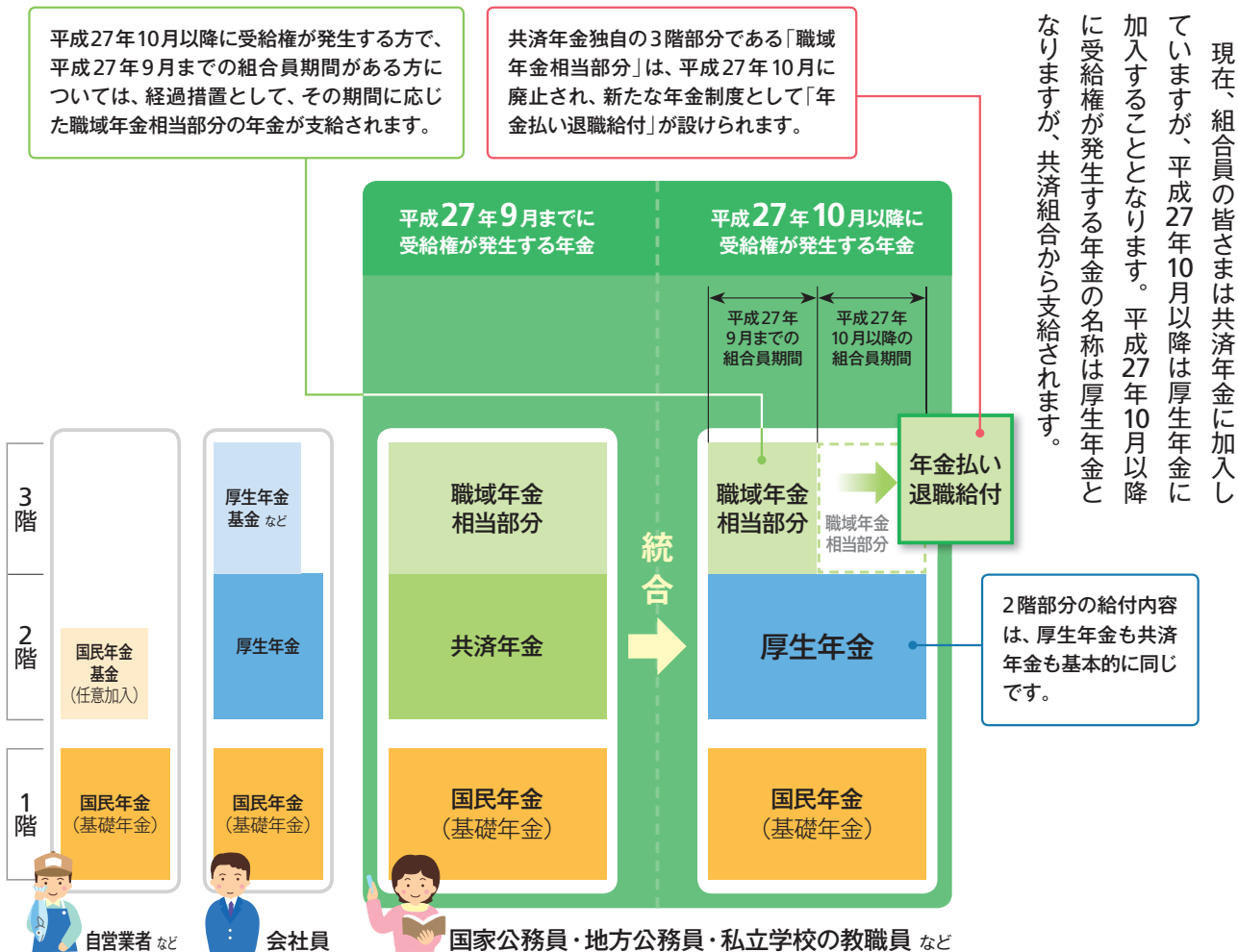
その他の制度改正

- ① 年金の受給要件期間が25年から10年へ短縮されます
- ② 産前産後休業期間中の掛金（保険料）が免除されます
（平成26年4月から）

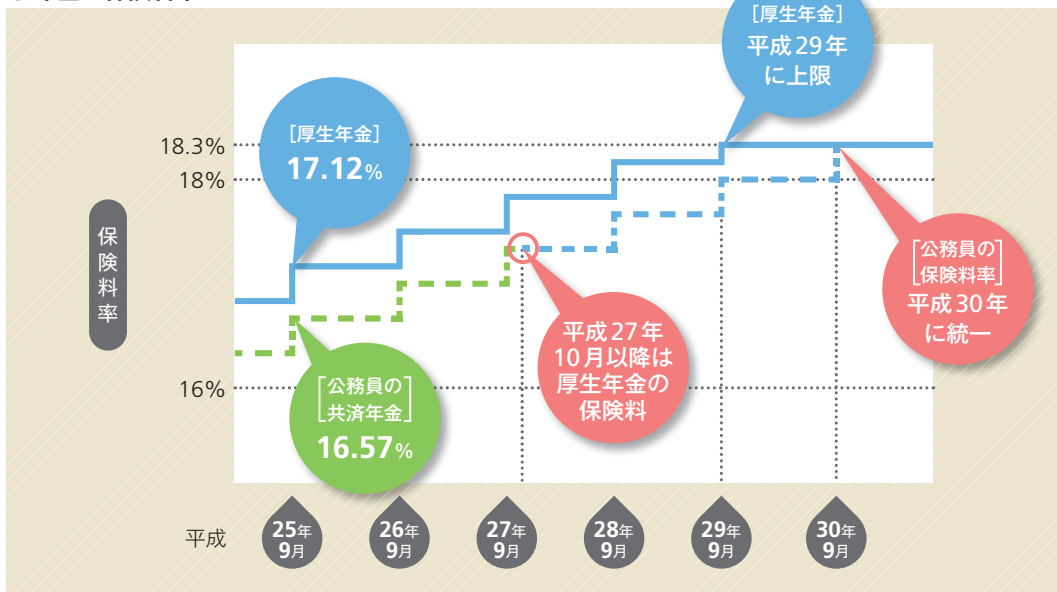
次号（平成26年3月号）の特集でお知らせします。

現在、育児休業中は掛金が免除されていますが、産前6週間・産後8週間分についても同様に免除されることとなります。
詳細については次号でお知らせします。

● 公的年金制度の体系



● 年金の保険料率



1 共済年金の2階部分は厚生年金へ統合されます

平成27年10月

2 年金の保険料率が統一されます

平成30年

3 年金の制度的な差異が解消されます

平成27年10月

厚生年金と共済年金は制度間の差異がありますが、基本的に厚生年金に揃えて解消されます。

変更項目	共済年金制度 (平成27年9月まで)	厚生年金制度 (平成27年10月以降)
要チェック! 在職中の年金支給の方法が変わります	加入する制度によって支給停止方法が異なります 退職共済年金受給者が共済組合員となった場合 (賃金+年金)が28万円^{注1}を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。 退職共済年金受給者が厚生年金被保険者となった場合 (賃金+年金)が46万円^{注1}を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。	年齢によって支給停止方法が異なります 65歳未満 (賃金+年金)が28万円^{注1}を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。 65歳以降 (賃金+年金)が46万円^{注1}を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。
	障害給付も上記同様に停止されます	障害給付は停止されません

そのほか、以下の事項の差異も解消されます。

障害給付の支給要件が変わります	保険料納付要件なし	初診日の前々月までの保険料納付済期間および保険料免除期間^{注2}を合算した期間が、被保険者期間の3分の2以上必要。
被用者年金制度への加入に年齢制限が加わります	年齢制限なし	70歳未満^{注3}
未支給年金^{注4}の給付範囲が変わります	遺族(死亡した者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母) 遺族がないときは相続人	死亡した者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹または甥姪など
遺族年金の転給制度がなくなります	先順位者が失権した場合、次順位者に支給される。^{注5}	先順位者が失権しても、次順位以下の者に支給されない。

注1: 平成25年度の基準額。賃金や物価の変動により改定されることがあります。

注2: 国民年金の第1号被保険者(自営業等)が申請により保険料の納付を免除された期間です。

注3: 70歳以降にお勤めされた期間については、年金保険料は徴収されず、年金額計算の基礎となりません。

注4: 年金受給権者が死亡した場合、その者が支給を受けることができた給付でその支払いを受けなかったものがあるときに、遺族等に支払うものです。

注5: 遺族年金の受給順位 ●第1順位: 配偶者および子 ●第2順位: 父母 ●第3順位: 孫 ●第4順位: 祖父母

例えば、遺族共済年金受給中の子供のいない妻が死亡したとき、一定の要件を満たす場合、その遺族共済年金が第2順位以下である元組合員の父母等に支給されます。遺族厚生年金の場合は、第2順位以下の方には支給されません。

つづく 次号では、「年金払い退職給付」および「標準報酬制への移行」などをご説明します。